

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 橋本市水道事業

事業名	末端給水事業(上水道事業)		
事業開始年月日	昭和29年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	橋本市	職員数※(H19. 4. 1現在)	35
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等 平成18年度数値

資本費	127 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	5,221
累積欠損金(百万円)	883	利益剰余金又は積立金(百万円)	39
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.537(H18)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	16.0(H19)
		経常収支比率※(%)	98.7(H18)

注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものに記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月1日 合併前市町村：橋本市、高野口町] 橋本市は紀の川表流水、高野口町は浅井戸を水源とし、水道料金も異なっています。そのため、水道事業会計は統一しましたが、二事業が存続しています。事業統合については、合併後三年をめぐりに計画しています。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	橋本市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から23年度まで
計画策定責任者	橋本市水道事業管理者 橋本市長 木下 善之
既存計画との関係	橋本市上水道事業集中改革プラン(平成18年度から平成22年度)に準拠する。
公表の方法等	平成19年12月議会の総務委員会で説明報告し、平成19年度末までに橋本市ホームページ等で公表する。
基本方針	紀の川上流に建設している大滝ダムを主な水源とし、安定した取水量により、安全でかつ安心して飲める「おいしい水」として水道水を供給する。将来の人口傾向を踏まえ、節水型社会への傾向を勧奨し、かつ、ライフラインとしての機能を果たすため、さらなる向上を図り、次世代にふさわしい施設として必要な更新を行っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	78	95	578	751
	補償金免除額	12	22	91	125
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	8	8	33	48

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債 54013			158,513	158,513
	” 55001			35,944	35,944
	” 56003			42,660	42,660
	” 57002			38,425	38,425
	” 56005			8,077	8,077
	” 57001			48,076	48,076
	” 58001			1,564	1,564
	” 01006			35,385	35,385
	” 53001			82,726	82,726
	” 58002			39,086	39,086
	” 57014			13,720	13,720
	” 58003			4,518	4,518
	” 59001			68,968	68,968
	” 02001		60,005		60,005
	” 60001		35,762		35,762
” 03001	64,454			64,454	
” 61001	13,780			13,780	
” 03007	65,099				
合 計 (A)		143,333	95,767	577,662	816,762
一※ （再掲） 一般会計のうち 負担					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		143,333	95,767	577,662	816,762

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一※ （再掲） 一般会計のうち 負担					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債 0518			32,516	32,516
	” 0377		7,653		7,653
	” 0340	7,044			7,044
合 計 (A)		7,044	7,653	32,516	47,213

※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)				
合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		7,044	7,653	32,516
				47,213

- 注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>橋本市は、関西主要都市の通勤圏内にあり、大規模住宅開発成功を目指し、ライフラインとしての重要な水道事業の拡張を実施してきている。市の特徴として中山間地域で起伏が激しい地形であり、50ヶ所を超える配水池やポンプ場を有し維持管理費に多大な経費を必要としています。近年住宅開発の鈍化傾向にあり、また節水型社会に変わってきており、給水収益の横ばいがここ数年続いています。</p> <p>今後、旧橋本市と旧高野口町の合併による相乗効果を期待しつつ、省力化、効率化、透明性の確保等により健全経営を目指し、「安全でおいしい水」の安定供給を目指し、紀北地域の北の玄関口にふさわしい水道事業を展開していきたい。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水道料金の適正化・統一化</p> <p>現在、橋本市は、橋本水道事業と高野口水道事業の2つの事業がある。橋本水道は、10m³当たり1,780円であり、一方、高野口水道は、1,470円であるが、平成21年4月に統一する。</p>
	<p>課 題 ② 定員管理の適正化</p> <p>橋本市上水道事業集中改革プランに基づいて、省力化を最大の施策としており、事務事業などを見直しすることにより、可能な限り減員を進めていく。</p>
	<p>課 題 ③ 民間的経営の導入</p> <p>住民へさらなるサービスを実施するために、費用対効果を勘案し、かつ、経営の合理化の一環として、民間の経営手法を随時、取り入れていく。</p>
	<p>課 題 ④ 収益性の向上</p> <p>総収支比率が96.6%（平成18年3月31日現在）（紀の川市 121.7 海南市 113.9）であり、実質的には、収益で費用をまかなっていない状態である。今後、有収率85.2%（紀の川市 76.7 海南市 78.1）の更なる向上を目指し、収益改善を最重要課題ととらえて、段階的にかつ効果的に改善策を実施していく。具体的には、定期的継続的に漏水調査を行います。また老朽管の定期的更新を図ります。</p>
	<p>課 題 ⑤ 施設効率を利用した事業の展開</p> <p>最大稼働率は48%（紀の川市 47.6 海南市 67.3）で水量に充分余力があり、当市の最重点課題である企業誘致に取り組み、業務営業用水の収益の向上に努めていく。</p>
留意事項	<p>橋本市は、東西に流れる紀の川中流域の河岸段丘に形成された古くからの歴史のある都市であり、北は急峻な和泉山系と南は紀伊山系に囲まれている。主な水源を大滝ダムに依存しているため、水道事業の経営において重くのしかかっています。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率*	(%)	88.4	89.2	88.4	92.0	95.1	91.0	96.3	100.0	100.0	100.0	
総収支比率(法適用)	(%)	94.8	94.9	95.0	96.5	102.6	97.5	101.9	103.7	103.8	103.1	
経常収支比率(法適用)	(%)	94.8	94.5	95.1	96.6	102.0	98.4	103.0	106.0	106.0	106.0	
営業収支比率(法適用)	(%)	115.6	112.9	110.4	112.2	117.9	111.2	112.0	113.0	113.0	112.0	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	50.0	56.8	61.8	66.7	62.6	64.3	63.0	57.0	51.0	45.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.9	1.1	1.7	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	
	うち基準内繰入金	(%)	0.8	0.9	0.8	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.2	0.9	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	13.5	1.6	11.3	12.7	23.4	34.0	28.4	28.4	28.4	28.4
	うち基準内繰入金	(%)	13.3	1.5	11.0	12.4	22.8	33.6	27.7	27.7	27.4	27.4
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.3	0.6	0.4	0.7	0.7	1.1	1.1
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 × 1 / 給水原価 × 2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成21年4月に統一する。旧橋本市の料金設定に統一する。
2 他会計繰入金の見込み	大滝ダム建設費の繰入、消火栓設置費用の繰入を求める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成24年度まで大滝ダム負担金が必要。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	橋本市集中改革プラン(上水道事業)に準じていく。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	今後も一層の職員数の削減を図るため定員適正化計画の見直しの検討を行うとともに、人件費総額の削減を図るため、給与等のあり方についても引き続き見直しの検討をしたいと考えている。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題② 平成18年11月作成の「定員適正化計画」に準拠しています。水道事業では平成18年度に2名、20年度に1名の削減数を目標に掲げました。また、平成23年度以降も橋本市集中改革プラン(上水道事業)の職員数を維持します。
○ 給与のあり方	給与のあり方については、全般的には国公準拠となる見直しを図っていきたいと考えています。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員制度に準ずる給与構造改革については、平成18年4月1日に給与条例及びその関係規則を改正し、既に実施しているところである。また地域手当については、国公基準(現在2%、平成20年4月から3%に引き上げ、制度を完成させる旨人事院から勧告されている。)を基本に市の財政状況を考慮しながら、支給率を検討したいと考えている。また、従来の特種勤務手当の見直しを行い、業務手当、浄水場勤務手当及び技術手当の廃止の検討を行います。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員は数年前から、また今後においても採用(予定)がないため対象となる職員数は減少しつつあるが、適用給料表が国家公務員の行政職(1)表と同等の給料表であり、行政職(2)表を適用している国の技能労務職員と比較し、その給料水準はかなり高いものとなっている。また、民間の同等職種との比較においても同様である。この状況は市の財政圧迫の一要因となっているところでもあるが、技能労務職員の適用給料表の見直しについては、職員団体と交渉及び合意形成の必要もあり、ある程度の期間を要するものと思われる。市としては、平成21年4月を目途に見直しできるよう交渉を進めていきたいと考えている。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、合併前に廃止している。退職手当の制度については、国家公務員の退職手当法改正を受け平成18年7月から国家公務員の退職手当制度に準じた退職手当条例により運用している。
◇ 福利厚生事業のあり方	職員互助会への公費負担については合併前に制度を見直し、市と職員との折半であった旧制度に比べ、公費負担額を3分の1程度に削減した。会計を福利厚生事業費と職員互助事業費(給付事業)の2会計に区分し、利厚生事業については、半額を限度として公費負担とし精算が発生した場合は公会計に返還することとし、職員互助事業については、全額職員負担としている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	物件費の削減及び指定管理者制度の活用等民間委託の推進については、可能な限り指標の設定するなど、改革をより一層進めるための見直しを行っていく。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題③ 取水施設の定期清掃や山間部僻地の水質毎日検査の委託を行い、施設管理部門の民間委託を拡大し、経費の削減を図る。また個人に委託している検針業務も順次民間委託へ変更しています。将来は集金、徴収、閉開栓業務の民間委託の検討をしています。特に検針業務では入札により価格が安価となっています。平成14年度は62円、18年度は53.55円と推移しています。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	指定管理者制度については、現行「橋本市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」をもとに、新たに「橋本市指定管理者制度運用指針」を作成し、従来の指定管理者制度導入に至るまでの作業マニュアルはもとより、当該制度導入後におけるモニタリングの実施など、新たな項目を追加し、より一層の経営の合理化と健全性の確保に努める。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="radio"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題④ 未使用資産の現況を再調査し、処分可能資産については重点的に近隣地区に働きかけ、地域の自治会長に相談している。なお、平成15年度には、旧中継ポンプ場用地を2,400千円(58㎡×55,172円-建物撤去工事800,000円)隣接地に売却しました。また、旧高野口浄水場の用地は幼保一元化施設の土地として約11,000千円(720㎡×15,000円)で処分を予定しています。また、隣接地が利用しやすいように設備の撤去や更地化を順次進めています。 課題① 現在、水道料金が地区により異なっており、平成21年4月に水道料金の改定を行い、現行の橋本市道事業及び高野口水道事業の2つの事業を統合し、一元化することにより、料金の統一や、適正な料金水準への引き上げ等を図っていく。橋本市の料金に統一することで1年2,220万円の収益を見込んでいます。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="radio"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="radio"/> 行政評価の導入	健全化計画や財政状況などの情報については逐次、広報やインターネットで公表していくものとし、より透明な行政運営を目指す。 橋本市報、ホームページ等で水道事業の経営実態の情報を積極的に公開し、市民の意見を求めるとともに、市民に応分の負担をしていただくべく、経営健全化を目指して行政としての説明責任を果たしていきたい。 行政評価の導入について、現在、事務事業評価における試行段階にあるため、今後の本格導入に向けて、関係各課との調整を図り、本市行政評価システムの構築を行うものとする。また、評価結果の活用方法についても、いわゆる行政資源と呼ばれる「ヒト・モノ・カネ」を効果的かつ効率的に配分し、活用していくこととする。評価結果の公表については、ホームページや広報等を活用し、透明性の確保、説明責任の向上を図るなど、市民の理解と信頼を得られる行政運営に努めるものとする。
5 その他	課題④ 一般競争入札の導入により工事コストの削減を図る。また、役務や物品においても入札を推進し経費の削減を図っています。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題②橋本市上水道事業集中改革プランにより、定員管理の適正化を図ることによって、組織・機構の効率化を推進し、職員数の純減を実施していきたい。また、人件費の総額の削減のために、給与体系を見直し、現行の特殊勤務手当を廃止していきたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題①未収金の徴収対策の充実を図ります。徴収専門員の福祉施策、年金等の研修を勧め、福祉事務所と定期的に情報交換をして、生活保護者の把握を行い徴収率の向上に努めています。また、旧高野口町で行われていた低所得の老人世帯や生活保護者の減免制度については合併と同時に廃止をしました。次に旧高野口町では無料であった、開閉栓手数料400円を徴収するようになっていきます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	地域改善事業に伴う償還金の繰出しであり、平成25年度で解消となります。
4 その他	橋本市集中改革プランにより適正化を図ります。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率									22% (旧高野口)			
1	改善額 (料金の適正化) ※1									22,000	22,000	22,000	66,000
	未収金の徴収対策 (減免廃)												
1	改善額				1,780		1,780	1,880	1,980	2,080	2,080	2,080	10,100
	一般会計負担金の額												
	改善額 (負担金の確保等)												
4	資産の有効活用												
	改善額 (収入増額)		2,400				2,400	11,000					11,000
	その他 (開閉栓手数料)												
	改善額							320	320	320	320	320	1,600
【経費の削減】													
2	職員給与費の適正化												
	職員給与費 (退職手当以外)	297,067	277,070	235,209	209,293	173,972		166,584	160,000	160,000	160,000	160,000	
	改善額	-1,793	18,204	60,065	85,981	121,302	283,759	7,388	13,972	13,972	13,972	13,972	63,276
	給与水準	154,983	141,894	118,685	103,663	84,898		84,490	81,000	81,000	81,000	81,000	
	改善額	32	13,121	36,330	51,352	70,117	170,952	408	3,898	3,898	3,898	3,898	16,000
	その他 ()	142,084	135,176	116,524	105,630	89,074		82,094	79,000	79,000	79,000	79,000	
	改善額	-1,825	5,083	23,735	34,629	51,185	112,807	6,980	10,074	10,074	10,074	10,074	47,276
	職員給与費 (退職手当)												
	職員数 (人)	48	48	43	43	35		35	34	34	34	34	
	増減数 (人)	0	0	-5	0	-8	-13	0	-1	0	0	0	-1
	維持管理費等 (検針委託料)	11,236	10,985	11,118	11,361	10,147		10,000	10,000	9,000	9,000	9,000	
	改善額 (適正化)	-64	187	54	-189	1,025	1,013	147	147	1,147	1,147	1,147	3,735
	工事コスト ※2												
	改善額 (縮減額)												
	その他												
	改善額												
	累積欠損金比率	50	57	62	67	63		68	65	58	52	46	
	増減	-5	7	5	5	-4		5	-3	-7	-6	-6	
	企業債現在高	5,974,503	6,154,608	5,955,175	5,667,662	5,221,148		4,241,970	3,919,550	3,702,272	3,575,272	3,448,272	
	増減	-215,676	180,105	-199,433	-287,513	-446,514		-979,178	-322,420	-217,278	-127,000	-127,000	
							計画前5年間改善額 合計	288,952			改善額 合計		155,711
											(参考) 補償金免除額		125,053

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額 (料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減 (建設改良費の抑制は除く。) を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上 (重複計上等) がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	6.7	6.7	6.7	6.7	7.0	7.1	7.2	7.2	7.3	7.4
年間総有収水量 (千㎡)	7,739	7,579	7,599	7,614	7,544	8,157	8,286	8,469	8,542	8,661
公称施設能力 (㎡/日)	38,700	58,900	58,900	58,900	58,900	58,900	58,900	58,900	58,900	58,900
1日最大配水量 (㎡/日)	29,502	28,796	30,701	28,249	27,878	32,824	33,202	33,836	33,934	34,262
最大稼働率 (%)	76.2	48.9	52.1	48.0	47.3	55.7	56.4	57.5	57.6	58.2
供給単価 (円/㎡)	174.8	175.1	175.2	175.3	175.1	162.1	159.7	159.1	157.8	155.8
給水原価 (円/㎡)	199.3	197.3	199.1	190.1	184.8	176.8	163.4	159.1	156.9	155.1

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成19年度末までに橋本市水道事業基本計画を作成し、具体的事項について決めていきたい。